

自主防災隊の手引



養 老 町

(平成27年11月作成)

目次

はじめに	1
第1章 自主防災隊について	2
(1) 「共助」の必要性	
(2) 自主防災隊とは	
(3) 自主防災隊の活動と役割	
(4) 自主防災組織の防災計画	
(5) 自主防災隊の編成	
(6) 他の組織との協調	
第2章 平常時の自主防災隊の役割	5
第3章 災害時の自主防災隊の役割	8
第4章 資料編	10
・自主防災隊役員名簿	
・自主防災隊名簿	
・自主防災隊連絡表	

はじめに

防災対策を考える上で、自助・共助・公助という考え方があります。

- ①自助…住民一人ひとりが自分の命は自分で守ること、及び災害に備えること
- ②共助…地域住民が連携して町の安全はみんなで守ること、及び災害に備えること
- ③公助…町や警察・消防・防災関係団体が応急活動を行うこと、及び災害に備えること

これら3つが上手く連携することで、防災対策が効果を発揮すると言われています。

災害が発生した場合、真っ先に心がけることは、「自助」であり、まずは自分の手で自分・家族・財産を守ることが大切です。

その後、「共助」の活動が重要であり、近隣住民が互いに助け合って救出活動や消火活動を行うことで、被害をより小さくできます。

そして、「公助」が開始され、「自助」「共助」と共に災害被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興を目指して活動します。

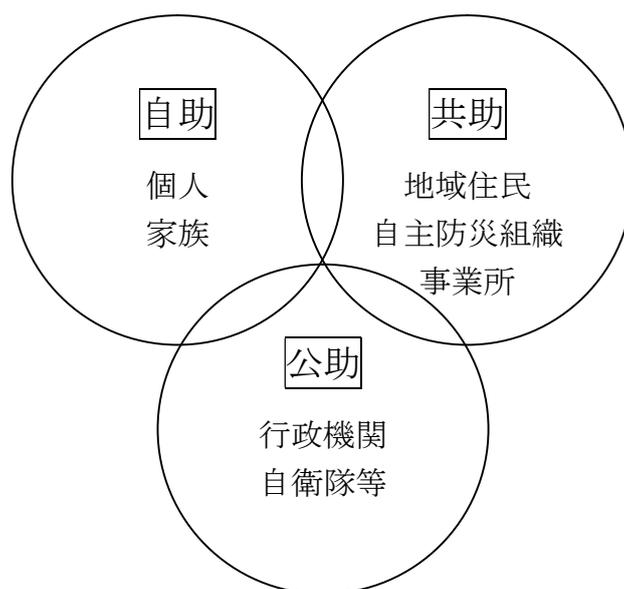
町では、災害に備えて関係団体との連携や、防災備蓄倉庫の設置、備蓄物資の整備、防災訓練等を実施しています。

しかし、ひとたび大規模災害が発生した場合には、「公助」には限界があり、行政及び防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想されます。このため、災害発生の初期段階においては、「自助」「共助」が特に重要になります。

そのうち、「共助」の考え方に基づく組織の一つが自主防災隊です。自主防災隊は地域住民の連帯意識に基づき、活動を行う組織です。

自主防災隊での活動を通して、地域住民が防災に対する意識を高め、災害への備えを強化することで、災害時の被害を減少させることができると考えています。

なお、この手引は、自主防災組織の活動をより充実させるための参考資料として作成しています。



第1章 自主防災隊について

(1) 「共助」の必要性

平成15年版防災白書によれば、阪神・淡路大震災では、3万5千人が生き埋めになりました。そのうち、近隣の住民が救出した2万7,000人の8割が生存していましたが、消防・警察・自衛隊が救出した約8千人の半数が亡くなりました。特に災害発生から24時間以内の救出は、生存率が高く、早期の救出が多くの人命を救いました。

過去の震災から見ても、「共助」による助け合いは必要不可欠なものであるといえます。

(2) 自主防災隊とは

自主防災隊は、近隣住民が互いに助け合って地域や住民を守るという認識、連帯感に基づいて、自主的に結成される組織であり、災害による被害を防止、または減少させることを目的とした活動を行う組織です。

実際に災害が起きた場合、自助、公助では補えない部分を、普段から顔を合わせている近隣の方々と協力しながら活動し、地域の実情に合った防災対策に取り組むことが必要です。その際、近隣住民の力をできる限り有効に活用するということが自主防災隊の役割が大きな意味を持ちます。

(3) 自主防災隊の活動と役割

自主防災隊は、災害等の際に、地域の住民が力を合わせて助け合うことが目的です。そのため、自主防災隊では、各班の構成員や地域住民と日頃から訓練等を行うことが重要です。自主防災隊の役割は次のように大きく平常時と災害時に分けられます。活動・役割の詳細については第2章及び第3章をご覧ください。

平常時…①防災知識の習得・普及活動に関すること（地域での講習会、ミニコミ紙発行）

②地区防災計画、防災マップの作成に関すること（地域の防災設備や災害危険箇所等を住民に周知）

③防災訓練の実施に関すること（情報収集、消火、避難、給食給水等）

④防災資機材の点検・整備に関すること（資機材の購入については町の助成制度あり）

災害時…①負傷者の救出・救助に関すること

②住民の避難誘導に関すること

③災害応急対策（初期消火、出火防止等）に関すること

④情報の収集・伝達に関すること

⑤給食・給水に関すること

⑥要配慮者（高齢者、障がい者等）の支援に関すること

(4) 自主防災組織の防災計画

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした運営ルール等を策定しておくことが重要です。災害発生時、自主防災組織があわてず効果的な活動を行うために、あらかじめ活動計画を立てておくことが必要です。防災計画の策定にあたっては、平常時はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを具体的に盛り込みましょう。その内容は、地域の実情により異なりますが、一般的には次のものが考えられます。

活動計画に盛り込む内容例

- 自主防災組織の編成及び各班の任務分担
- 防災知識の普及・啓発、方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 食料、飲料水の確保、配給、炊き出し等
- 他組織との連携

(5) 自主防災隊の編成

自主防災隊が、いざという時に迅速かつ効果的に応急活動を行うために、一般的に以下のような班の編成が考えられます。

- ・ 隊長…防災隊のまとめ役
- ・ 副隊長…隊長のサポート、各班長とのやり取り
- ・ 情報班…情報の収集・伝達、周知活動
- ・ 消火班…消火器等による初期消火活動、出火防止対策
- ・ 救出・救護班…負傷者等の救出・救護活動
- ・ 避難誘導班…住民の避難誘導活動
- ・ 要配慮者班…高齢者、障がい者等への対応
- ・ 給食給水・物資供給班…水、食料等の配分、炊き出し等の給食給水活動
- ・ 渉外班…行政及び他機関との連絡

※組織編成の注意点

- ・ 日中は、町外で仕事をしている者がいる場合は、柔軟に班長代理を任命しましょう。
- ・ 災害の実情に応じ、上記以外の班（水防班等）を設けることを検討しましょう。
- ・ 地域内の企業や事業所とも協力体制があることが理想的です。
- ・ 地域内の専門家や経験者を適切に配置しましょう。

（例：消防団OBは、消火班。看護師資格を有する方は、救護班等）

(6) 他の組織との協調

町内では消防団、女性防火クラブ等防災関係団体が活動していますので、地域ごとに自主防災隊と連携を取りながら一体となった活動ができるよう体制をつくることも一案です。

ほかにも県が主催する岐阜県総合防災リーダー育成講座の受講経験者や、日本防災士機構の防災士資格取得者をアドバイザーとして、活動していただくことも有効と考えられます。

要配慮者とは

これまで使われていた災害時要援護者の代わりに、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」と言います。その内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と言うこととなりました。

自主防災隊の規模

自主防災組織の規模については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じるような規模が望ましいとされています。

参考までに平成22年4月1日現在の自主防災組織の規模は、全国平均で一組織あたりおよそ278世帯であり、主に町内会単位を基準とする場合が多くみられます。

当町においても、区や自治会を単位として自主防災組織が編成されており、平成27年4月1日時点で約160組織が活動されています。

第2章 平常時の自主防災隊の役割

自主防災組織は、一人では力の及ばない災害等に対して、地域住民で力を合わせ助け合うことが目的です。この助け合いを効率的に行うためには、日頃から防災隊各班構成員や地域住民の方々と訓練等を行うことがきわめて重要です。

本章では、自主防災隊の平常時の取り組みの例を載せています。

平常時の役割

全体

・各種台帳の点検・整備

自主防災組織には、自主防災組織、世帯、人材、要援護者などを把握した台帳があると便利です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を要する人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要となるものです。こうした台帳を更新することによって、災害時の活動・把握に役立つものです。ただし、これらの台帳は個人情報にかかわる事項も多いため、保管の方法には十分注意する必要があります。

※各種台帳の例

◆自主防災組織台帳

組織の世帯数や役員、防災訓練、講演会などの活動状況、危険箇所や避難場所、などについて、年次ごとに概要を記録しておくものです。人数や資機材などは毎年点検して見直すことが必要で、会長交代時は、内容を理解してもらい引き継ぐようにしましょう。

◆人材台帳

災害時の応急救護や救出・救護に活用できる資格・技能（医師・看護師・消防団員など）を持った人材をまとめておく台帳です。

◆要配慮者台帳

地域に存在する要配慮者（自主防災組織内で介護が必要な人など）を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当者を決めたり避難場所や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。

作成にあたっては、地区の民生児童委員等の協力を得ることも必要となります。

・資機材の整備

大規模災害の発生時に速やかに救助や消火を行うためには、日頃から資機材を準備しておくことが必要です。いざという時に、例えば消火器がないと迅速な初期消火活動が行えません。また、バールやジャッキがないと救助活動に支障を来します。資機材整備にあたっては、町の自主防災組織防災用資機材整備費補助金制度（補助金の額は補助対象経費の1/2で限度額は20万円）等の利用ができます。

資機材の例

メガホン・ホイッスル・強力ライト・携帯ラジオ・非常用救急セット・担架・毛布・救助ロープ・テント・スコップ・バール・ジャッキ・チェーンソー・消火器・水バケツ・ブルーシート等

情報班

- ・地域住民への防災意識の啓発に関する広報活動（講演会開催、防災チラシ配布等）を行い防災意識の高揚を図りましょう。
- ・災害時の情報収集及び連絡体制の検討と伝達訓練を実施しましょう。
（参考：町から住民への情報伝達の方法 ①防災行政無線②広報車による連絡③安全・安心メール④CCNetによる放送⑤各区長への電話連絡）
- ・災害が発生する恐れのある危険箇所の把握しましょう。
（がけ崩れなどの危険箇所、大雨時に溢れそうな池・側溝、過去に浸水した地域など）

消火班

- ・消火器の使い方、バケツリレー等消火活動訓練の実施や指導をしましょう。
（災害時に迅速な使用ができるよう消火器の操作方法を確認）
- ・各家庭の消火器、バケツ等消火器財設置を推進しましょう。
- ・地域の消火栓用放水器具設置場所の確認しましょう。
- ・燃えやすいものを家の周りに置かないことを周知し、防火思想の徹底を図りましょう。

救出・救護班

- ・救急用品・救助用資機材の点検を行いましょう。
- ・救助用資機材の使用方法的確認や訓練を行いましょう。
- ・応急手当（心肺蘇生法等）のやり方の確認や訓練を行いましょう。

避難誘導班

- ・安全な避難路や避難場所等について、避難対策を検討しましょう。
- ・避難の際の心得（避難する上での注意点、用具や非常袋の準備等）について周知しましょう。
- ・避難に問題のある場所を把握しましょう。
（狭い路地、ブロック塀や石垣のある道、行き止まりの道、避難所が遠い場所など）
- ・避難誘導用具（メガホン、ロープ、懐中電灯、ラジオ等）の点検を行いましょう。

要配慮者班

- ・避難行動に支援を要する方（独居老人、障がい者、病人など）の把握を行いましょう。
- ・避難行動に支援を要する方とのコミュニケーションをとりましょう。

給食給水・物資供給班

- ・災害時における給食・給水計画を立案しましょう。
- ・地域の行事等を利用した炊き出し訓練、給水訓練を行いましょう。
- ・必要な給食資機材の点検を行いましょう。
- ・各家庭に食糧等の備蓄（各家庭で最低3日分、出来れば1週間分程度の備蓄が望ましいと言われている）を呼びかけましょう。

渉外班

- ・地域内の他組織（事業所・団体等）との連携を密にしましょう。
- ・行政等や防災機関との連絡及び協力体制を確立しましょう。
- ・他の自主防災組織との情報交換及び協力体制を確立しましょう。

○町では、各地区の防災備蓄倉庫に食糧や資機材を備蓄していますが、大規模災害の際には物資や資機材が大量に必要となり、物資等が不足することとなります。長期間支援物資が届かない事も考えられるため、各地区・各家庭でも、災害に備えて食糧や資機材の備蓄が必要です。



第3章 災害時の自主防災隊の役割

災害発生時の対応において、まずは「自助」が重要です。地震の場合には、机の下に隠れたり、ヘルメット等で頭部を保護することで、自分地震や家族の命を守る必要があります。その後、「共助」にもとづく地域での助け合いが重要になります。人命の救助は時間との勝負であるため、災害発生初期に自主防災組織が中心となり、地域の方が力を合わせて災害に対応することが、より多くの方の命を守ることに繋がります。

本章では、自主防災隊の災害時の行動の例を載せています。

災害時の役割

情報班

- ・地域の災害（被害）情報を正確に把握し、隊長に報告しましょう。
 - ①人的被害（死者、負傷者、行方不明者、要救助者の有無）
 - ②建物の被害（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災）
 - ③その他（道路や橋の通行止め、電気・水道・ガスの状況）
- ・（5W1H）いつ、なにが、どこで、どうして、どのように起きたかを記録しましょう。
- ・迅速かつ正確な情報を地域住民に伝達し、混乱を防ぎましょう。
 - ①災害の情報（地震の規模や震源地、余震の見通し等）
 - ②家族や知人の安否
 - ③電気、水道、等ライフラインの復旧見通し

消火班

- ・火災の発生が予想されるときは、直ちに火の始末を呼びかけましょう。
- ・火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。手の空いている住民を動員しバケツリレー等連携して活動し消火しましょう。
 - ①初期消火活動は3分以内が限度です。
 - ②3分以上消火活動が続けてもさらに火の手が増すと考えられる場合、無理に消そうとせず、周囲に燃え広がるのを防ぐ活動に切り替えることも必要です。
 - ③消火班の手に負えないような場合や、やけどの危険がある場合は、安全な場所（風上の広い場所等）に退避しましょう。
 - ④消防団や消防署が到着後は、指示に従い活動しましょう。

救出・救護班

- ・負傷者が出た場合に、安全な場所に収容し、応急手当を施し、隊長に報告しましょう。
- ・状況に応じて負傷者を医療機関や応急救護所へ搬送しましょう。
- ・必要により救護所を設置しましょう。
- ・建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じた場合は、救出救護活動を行いましょう。

- ①倒壊家屋等から救出活動を行う場合は、救出活動中に建物が崩れないか、ガス漏れ、漏電による危険が無いか注意しましょう。
- ②自主防災組織や個人が所有している資機材を活用しましょう。
かなづち、ハンマー、おの、のこぎり、バール…瓦礫や障害物を破壊
堅い角材、鉄パイプ等…テコの原理を利用して持ち上げる
車のジャッキ等…重量物を持ち上げる
- ③瓦礫等に挟まれている人には、声をかけ安心感を与えるようにしましょう。
- ④すぐに救出できない場合は、消防に出動要請。被災者の位置や人数を正確に伝えましょう。

避難誘導班

- ・町から避難勧告又は避難指示のあった時、又は隊長が必要と認めたときは、地区住民に対し迅速確実に伝達し、その状況を隊長に報告しましょう。
- ・避難経路の安全確認、安全な避難経路の確保を行きましょう。
- ・地域住民を混乱無く安全に避難誘導しましょう。
- ・避難住民が不必要な物を持たないように呼びかけましょう。

要配慮者班

- ・要援護者（要介護認定者、身体障害者手帳保持者、高齢世帯等）の避難準備等の補助をしましょう。
- ・要配慮者（乳幼児、妊婦等）の避難準備等の補助をしましょう。

給食給水・物資供給班

- ・緊急支援物資の整理・配給を行きましょう。
- ・防災関係機関の行う炊き出しや給水活動に協力しましょう。
- ・備蓄物資や資機材がある場合には、炊き出しを実施しましょう。

渉外班

- ・必要に応じて町や防災関係機関へ連絡をとりましょう。
- ・地域内の他組織（事業所・団体等）と資機材の貸与等の交渉を行きましょう。

第4章 資料編

下記の様式について次ページより掲載しますので、防災隊員の把握等にご利用ください。

- ・ 自主防災隊役員名簿
- ・ 自主防災隊名簿
- ・ 自主防災隊連絡表

○養老町で想定される地震の被害想定

	建 物 被 害		火災に よる焼 失	人 的 被 害				避難者 数
	全 壊	半 壊		死者 数	負傷者 数	重傷 者数	要救助 者数	
南海トラフ巨 大地震	987 棟	2,412 棟	0 件	11 人	323 人	24 人	41 人	3,334 人
養老-桑名-四日 市断層帯地震	5,300 棟	4,679 棟	24 件	267 人	1,689 人	564 人	964 人	11,677 人
阿寺断層系地 震	32 棟	77 棟	0 件	0 人	6 人	0 人	0 人	108 人
跡津川断層地 震	180 棟	377 棟	0 件	0 人	24 人	0 人	0 人	563 人
高山・大原断 層帯地震	123 棟	202 棟	0 件	0 人	4 人	0 人	0 人	344 人

上記は午前5時に地震が発生した場合の被害想定です。最も大きな被害が想定されている養老-桑名-四日市断層帯地震は、最大で震度7とも言われていますが、30年以内の発生確率は0～0.7%と低い確率と予想されています。次に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震は、最大で震度6強とも言われており、30年以内の発生確率は約70%と予想されているため、注意が必要です。

